

平成29年6月1日

株主のみなさまへ

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

 株式会社 **京都銀行**

取締役頭取 土井伸宏

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第114期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地

当行本店7階ホール

3. 目 的 事 項

報 告 事 項

1. 第114期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、計算書類の内容報告の件
2. 第114期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 株式併合の件

第3号議案 取締役10名選任の件

第4号議案 監査役1名選任の件

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主のみなさまへの安定的な配当を継続して行うことならびに内部留保の充実による経営体質の強化を図ることを基本としており、以下のとおり期末配当および剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、当期の業績や今後の経営環境を総合的に勘案するとともに、株主のみなさまへの利益還元を図るため、1株につき6円とさせていただきたいと存じます。なお、昨年12月に中間配当金として1株につき6円をお支払いいたしておりますので、当年度の配当金は1株につき12円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき 金 6円

総 額 2,268,263,202円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 13,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 13,000,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場企業の普通株式の売買単位を100株に集約することとしております。東京証券取引所に上場する当行は、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準に調整することを目的として、株式併合を実施いたしたいと存じます。

2. 併合の割合

当行普通株式について、5株を1株の割合で併合させていただきたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主のみなさまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主のみなさまがご持ちの当行株式の資産価値に変動はありません。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

2億株

5. その他

その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

<ご参考>

本議案が原案どおり承認可決された場合には、会社法の定めに基づき平成29年10月1日をもって、当行定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1,000,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>200,000,000株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役2名を含む取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行の株式数
1	たか さき ひで お 高 崎 秀 夫 (昭和19年11月2日生)	昭和42年4月 当行入行 平成9年6月 同 取締役審査部長 平成10年6月 同 取締役本店営業部長 平成13年6月 同 常務取締役 平成20年6月 同 専務取締役 平成22年6月 同 取締役頭取 平成27年6月 同 取締役会長(現職)	62,188株
		<p>【取締役候補者とした理由】平成22年6月から取締役頭取、平成27年6月から取締役会長を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。</p>	
2	ど い のぶ ひろ 土 井 伸 宏 (昭和31年4月25日生)	昭和55年4月 当行入行 平成19年6月 同 取締役人事部長 平成20年6月 同 常務取締役 平成22年6月 同 常務取締役本店営業部長 平成24年6月 同 常務取締役 平成27年6月 同 取締役頭取(現職)	31,000株
		<p>【取締役候補者とした理由】経営管理部門、リスク管理部門、人事部門等の担当役員を歴任し、平成27年6月から取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。</p>	
3	なか まさ ひこ 仲 雅 彦 (昭和35年6月20日生)	昭和60年4月 当行入行 平成24年6月 同 取締役公務部長 平成25年6月 同 取締役審査部長 平成26年4月 同 取締役融資審査部長兼融資審査部融資戦略室長 平成26年6月 同 取締役融資審査部長 平成27年6月 同 常務取締役(現職) 公務・地域連携部、融資審査部、総務部担当	17,000株
		<p>【取締役候補者とした理由】営業部門の部店長を務めた後、経営管理部門、融資審査部門等の担当役員を歴任し、平成27年6月から常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行 の 株 式 数
4	ひとみひろし 人見浩司 (昭和35年11月27日生)	昭和60年 4月 当行入行 平成24年 6月 同 取締役総合企画部長 平成26年 6月 同 取締役本店営業部長 平成27年 6月 同 常務取締役本店営業部長 平成28年 6月 同 常務取締役（現職） リスク統轄部、コンプライアンス統轄部、 事務部、事務センター、システム部、 監査部、生産性革新本部事務局担当	17,000株
		【取締役候補者とした理由】 経営管理部門、営業部門の部店長を務めた後、経営管理部門、リスク管理部門、事務・システム部門等の担当役員を歴任し、平成27年 6月から常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。	
5	あなみまさや 阿南雅哉 (昭和37年 3月27日生)	昭和60年 4月 当行入行 平成24年 6月 同 取締役法人部長 平成25年 4月 同 取締役営業支援部長 平成27年 6月 同 常務取締役（現職） 営業統轄部、営業支援部、個人営業部担当	17,000株
		【取締役候補者とした理由】 営業部門の部店長を務めた後、営業部門の担当役員を歴任し、平成27年 6月から常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。	
6	いわはしとしろう 岩橋俊郎 (昭和36年12月12日生)	昭和61年 4月 当行入行 平成24年 6月 同 三条支店長 平成26年 6月 同 取締役三条支店長 平成27年 6月 同 取締役融資審査部長 平成28年 6月 同 常務取締役本店営業部長（現職）	13,000株
		【取締役候補者とした理由】 経営管理部門、営業部門、融資審査部門の部店長を歴任し、平成28年 6月から常務取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行 の 株 式 数
7	かし はら やす お 柏原康夫 (昭和14年7月14日生)	昭和38年4月 当行入行 平成4年6月 同 取締役営業開発部長 平成5年2月 同 取締役人事部長 平成6年6月 同 常務取締役 平成9年6月 同 取締役副頭取 平成10年6月 同 取締役頭取 平成22年6月 同 取締役会長 平成27年6月 同 取締役相談役(現職)	123,604株
【取締役候補者とした理由】平成10年6月から取締役頭取、平成22年6月から取締役会長、平成27年6月から取締役相談役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。			
※ 8	やす い みき や 安井幹也 (昭和40年2月8日生)	昭和62年4月 当行入行 平成19年6月 同 寺町二条支店長 平成23年4月 同 秘書室長 平成26年11月 同 人事部長 平成27年6月 同 執行役員(人事部長委嘱)(現職)	10,000株
【取締役候補者とした理由】経営管理部門、営業部門、人事部門の部店長を歴任し、平成27年6月から執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有することから取締役候補者として選任しております。			
9	こいしはら のり かず 小石原範和 (昭和20年6月11日生)	昭和39年5月 京都府教育委員会 昭和63年4月 京都府土木建築部用地課長 平成10年6月 同 園部地方振興局長 平成14年6月 同 出納管理局长 平成16年5月 同 企画理事兼危機管理監 平成18年5月 同 副知事 平成22年7月 京都府住宅供給公社 理事長(現職) 平成27年6月 当行取締役(現職)	2,000株
【社外取締役候補者とした理由】平成27年6月から社外取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしております。長年にわたる行政の責任者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、その経験や知見を社外取締役としての独立した立場から、引き続き当行の経営に活かすため取締役候補者として選任しております。なお、同氏は、過去において会社経営に関与した経験はありませんが、当行の取締役就任以降、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいております。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行 の 株 式 数
※ 10	お た ぎ り じ ゅ ん こ 小田切 純 子 (昭和27年 6月24日生)	昭和54年 4月 滋賀大学 経済短期大学部助手 昭和55年 4月 同 経済短期大学部講師 昭和62年 4月 同 経済短期大学部助教授 平成 5年 4月 同 経済学部助教授 平成10年 4月 同 経済学部教授（現職）	0株
	【社外取締役候補者とした理由】原価計算 管理会計を主な研究分野とする大学教授として、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しており、その知見を社外取締役としての独立した立場から、当行の経営に活かすため取締役候補者として選任しております。なお、同氏は、過去において会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。		

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
3. 小石原範和、小田切純子の両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。小石原範和氏の当行社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。なお、小田切純子氏につきましては、職業上使用している氏名であることから上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は林純子氏であります。
4. 責任限定契約の締結
当行は、小石原範和氏との間で損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令に規定する額といたしております。本総会において小石原範和氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、小田切純子氏の選任が承認された場合、当行は同氏との間で上記同様の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
5. 独立役員の届出
小石原範和氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。また、小田切純子氏は同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
6. 取締役候補者10名の詳細（略歴・顔写真等）については、当行ウェブサイトにも掲載しておりますのでご参照ください。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役西山忠彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する当行 の株式数
はま ぎし よし ひこ 濱 岸 嘉 彦 (昭和32年4月7日生)	昭和56年4月 当行入行 平成19年4月 同 帷子ノ辻支店長 平成21年6月 同 事務センター所長兼振込専用支店長 平成25年2月 同 監査部長 平成26年6月 同 執行役員(監査部長委嘱)(現職)	21,844株
【監査役候補者とした理由】 経営管理部門、営業部門の部店長を歴任し、平成26年6月から執行役員を務める等、豊富な経験を有しております。銀行の経営について、客観的、中立的な監査を的確、公正かつ遂行することができる知識および経験を有することから監査役候補者として選任しております。		

- (注) 1. 濱岸嘉彦氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
3. 監査役候補者1名の詳細(略歴・顔写真等)については、当行ウェブサイトにも掲載しておりますのでご参照ください。

以上

第114期（平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

銀行の主要な事業内容

当行の本店ほか支店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務などを行い、地域に密着した事業活動を推進いたしております。

金融経済環境

当期のわが国経済は、未曾有の金融緩和政策が続く中、雇用・所得環境の改善の下でも根強い節約志向が続いたほか、円高進行や海外経済の減速による輸出の伸び悩みなどから、停滞感を強める中でスタートいたしました。しかしながら、期後半からは、米国の政策運営に対する期待などから円安へと反転し、海外経済の持ち直しとともに輸出主導で企業業績が底固く推移したほか、堅調な公共投資や、株高・都市圏での地価上昇による資産効果も下支えとなり、個人消費の伸び悩みという課題を残しつつも、全体としては緩やかな回復へと向かいました。ただ、企業の設備投資についてはなお慎重姿勢が続き、仕入価格上昇や人手不足の深刻化、欧米の政治情勢に対する懸念など、先行きに対する不透明感も高まる中で期を終えることとなりました。

事業の経過及び成果

このような環境のもと、当行は、第5次中期経営計画「ビジョン75 いい銀行づくり」（平成26年度～28年度）の最終年度として、計画に掲げる営業戦略、人材戦略、業務改革戦略に沿った諸施策を推進した結果、第114期の決算は次のとおりとなりました。

預金および譲渡性預金

預金につきましては、個人預金および法人預金を中心に期中2,471億円増加して、6兆6,578億円となりました。また、譲渡性預金につきましても、期中1,366億円増加して、

期末残高は9,381億円となりました。この結果、預金および譲渡性預金の合計では、期中3,837億円増加して、期末残高は7兆5,959億円となりました。

貸出金

企業向け貸出が資金需要への積極的な対応で増加したのに加え、住宅ローンを中心とした個人向け貸出も堅調に増加したため、全体では期中3,805億円増加して、期末残高は4兆9,869億円となりました。

有価証券

金利や株価、為替などの市場動向に注視しながら機動的かつ効率的な運用に努めました結果、627億円増加して、期末残高は2兆8,692億円となりました。なお、このうち時価会計に伴う評価差額（含み益）は、期中1,389億円増加して、当期末現在で5,314億円となっております。

損益状況

当期も厳しい収益環境が続く中であって、当行は、資産の効率的な運用・調達、および経営全般の効率化・合理化に鋭意努めるとともに、資産内容の健全性向上の観点から、厳格な資産の自己査定による償却・引当等に積極的に対応いたしました。その結果、経常利益は、株式等関係損益が増加したものの、金利環境の一段の冷え込みに伴う資金運用収益の減少などから、前年度比63億3百万円減少して251億39百万円、また、当期純利益は、前年度比26億56百万円減少して177億80百万円となりました。

なお、当期における当グループの営業の成果は、連結経常利益で278億15百万円、親会社株主に帰属する当期純利益で186億1百万円となりました。

広域型地方銀行を標榜する当行は、「磐石な顧客基盤の確立による収益力強靱化と持続的成長」をめざして、店舗ネットワークの拡充、諸施策の推進、商品・サービス開発などについて、次のとおり取り組みました。

店舗・店舗外 ATM

大阪府内では、昨年11月に北野田支店（堺市東区）と鳳支店（堺市西区）を開設いたしました。これによって堺市内では4店舗体制となり、充実した店舗ネットワークを活かした、きめ細かなサービス提供に努めています。また、同年7月に愛知県内2か店目となる刈谷支店（愛知県刈谷市）を開設し、自動車関連企業取引や住宅ローンなど新たなマーケットの開拓を進めています。

一方、店舗のリニューアルでは、昨年4月に西陣支店（京都市上京区）を新築開店したほか、同年6月に牧野支店（大阪府枚方市）を新築移転し、ゆったりとしたご相談ブースや土曜日もご利用いただける全自動貸金庫を設置するなど店舗機能を一層拡充いたしました。

このように店舗ネットワークの拡充や店舗機能の強化を図りました結果、当期末現在の当行の店舗数は172か店、店舗外 ATM（現金自動設備）の設置箇所数は318か所となりました。

営業生産性の向上

本年2月には、頭取を本部長とする「生産性革新本部」を設置し、営業店業務の抜本的改革と革新的な生産性向上に向けて、全行横断的な取り組みを始動いたしました。2年間の期限を区切った中で営業店改革を進め、営業店行員とお客さまとの接点を一段と拡充させることで、多様化するお客さまのニーズに一層きめ細かくお応えしてまいります。

法人部門

企業向け、とりわけ中小企業向け融資の取り組みにつきましては、様々な手法による拡大強化を図り、また、多様化・高度化するお取引先のニーズにお応えするなど、地域経済の活性化に向けたサポートを積極的に推進いたしました。

昨年6月に地方創生などを担う専担部署として「公務・地域連携部」を新設し、地方公共団体との取引推進や公金管理業務のほか、観光支援やビジネスマッチング、創業支援などを行い、地域活性化への取り組みを一層推進する体制強化を図りました。

また、同年11月には、「京銀寄付型ローン」の取り扱いを開始し、金利収入の一部を京

都府が推進する少子化対策や雇用創出などの地域創生事業のために寄付する仕組みを創設いたしました。

一方、お取引先の海外進出サポートにつきましては、同年9月にメキシコ合衆国のグアナファト州、ヌエボ・レオン州およびメキシコ大手金融機関との間でそれぞれ業務提携したほか、香港や上海、大連、バンコク、ベトナムなどの各地でビジネス交流会や商談会などを開催し、お取引先のサポートに努めています。

個人部門

多様化する個人のお取引先の資金ニーズに対する取り組みといたしましては、住宅ローンのさらなる増量に向け積極的な推進を継続するとともに、昨年5月にご高齢のお客さまのセカンドライフをサポートする「京銀リバースモーゲージ型住宅関連ローン」、同年7月に子育ての費用全般にご利用いただける「京銀子育て応援ローン」の取り扱いを開始いたしました。

また、お客さまの資産形成をサポートするため、「NISA（少額投資非課税制度）」活用のご案内や、投資信託や保険などの取り扱い商品の充実を図っており、同年7月には資産運用会社のスカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社への出資を含めた業務提携契約を締結し、お客さまのニーズにあった商品・サービスの提供に取り組んでいるほか、同年12月には個人型確定拠出年金（愛称：iDeCo）の取り扱いを開始いたしました。

さらに、多様化するお客さまの資産運用ニーズへの対応力強化を目的に、証券子会社の設立準備を進め、昨年10月に当行100%出資による「京銀証券準備株式会社(注)」を設立いたしました。(注)平成29年3月に「京銀証券株式会社」へ商号変更。

一方、本年3月には、スマートフォンでの口座開設や入出金明細の確認ができる「京銀アプリ」の取り扱いを開始したほか、スマートフォン用コミュニケーションアプリ「LINE」で当行の情報配信を開始するなど、お客さまの利便性向上に向けたサービスの拡充とお客さまとの接点の多様化に努めています。

高齢化社会への対応として、昨年4月に相続事務の専担部署「相続センター」を新設し相続手続きに関する事務処理の迅速化とお客さまの利便性向上に努めているほか、同年10月に株式会社朝日信託と相続関連業務および信託契約代理店業務について提携し、

相続に関するコンサルティング機能を強化いたしました。

社会貢献活動・CSRなどの取り組み

政府が推進する地方創生に関連した取り組みといたしましては、京都府の城陽市、宇治市、京田辺市、久御山町、舞鶴市、与謝野町および大阪府の交野市と連携協定を締結し、各市・町が策定した施策の推進など幅広い分野で協力しております。

また、大学との連携強化につきましては、昨年7月には京都府公立大学法人、京都府立医科大学および京都府立大学との4者で包括連携協定を締結したほか、同年9月には滋賀大学と包括的連携協定を締結し、産業振興や教育振興など幅広い分野において地域課題に対する支援を行ってまいります。加えて同年12月には京都女子大学と連携協力協定を締結し、地域社会のリーダーとなる女性人材の育成や地域経済の活性化に取り組んでまいります。

さらに、昨年11月に高校生が金融や経済の知識を競う「エコノミクス甲子園」の京都大会に主催者として携わり金融経済に関する知力の普及に取り組んでおります。

一方、女性の活躍推進にも積極的に取り組んでおり、昨年4月には、「女性活躍推進法」に基づき厚生労働大臣が認定する「えるぼし」制度で、最上位となる“3段階目”の認定を関西企業第1号で取得いたしました。

当行の対処すべき課題

わが国では、少子化・高齢化や経済のグローバル化など社会・経済の構造変化が大きく進む中、一段の金融緩和政策による貸出金利回りの低下や、フィンテックに代表されるような生活様式の変化への対応など、金融機関を取り巻く経営環境は今後も厳しさを増すものと予想されております。

このような環境のもと、当行には、個人のお客さまのライフプランに応じた資産形成への幅広いアドバイスのほか、地域企業への資金供給や経営改善支援による地域経済の安定化と成長産業に対する多様な支援など、質の高い金融仲介機能の発揮が求められております。

こうした認識に基づき、当行では本年4月から3年間に取り組む第6次中期経営計画「Timely & Speedy」をスタートさせ、広域型地方銀行としてさらなる成長・発展をめざ

してまいります。

当行では、新中期経営計画を策定するにあたり、「お客さまの期待に応える京都銀行」であり続けたいという「ありたい姿」を再確認し、同計画では「コンサルティング機能の発揮」を活動のメインテーマに掲げております。「つなげる」をキーワードに、個人のお客さまには「未来に繋げる、親から子・子から孫へ繋げる」というコンセプトのもと、金融運用商品のご提供・アドバイスを行ってまいります。一方で法人のお客さまには「お客さま同士を繋げる、事業拡大に繋げる、海外へ繋げる、次世代に繋げる」というコンセプトのもと、当行ならではの強みである店舗ネットワークを活かしたサービスのご提供に注力してまいります。

そして、サービス業の原点に立ち戻り、お客さまのニーズや課題に対して、最適なタイミングを逃さぬようスピード感をもって行動に移してまいります。

以上のように、お客さまのこころを動かすサービスを日々積み重ねることで、当行が「お客さまの期待に応える京都銀行」として揺るぎない地位を確立すると同時に、地域とともに歩み、そして地域とともに成長する金融機関として、京都銀行グループ各社との緊密な連携のもと地域社会の発展に貢献してまいりたいと考えております。

また、コンプライアンスに対する全役職員の意識啓発やコーポレート・ガバナンス体制の強化にも、なお一層積極的に取り組んでまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
預 金	62,991	62,832	64,107	66,578
定期性預金	26,583	25,135	25,383	25,455
その他	36,408	37,696	38,724	41,123
社 債	150	—	—	—
貸 出 金	42,232	43,548	46,064	49,869
個人向け	13,498	13,590	13,815	14,477
中小企業向け	16,557	16,993	17,890	18,846
その他	12,176	12,964	14,358	16,546
商 品 有 価 証 券	1	1	5	0
有 価 証 券	31,935	31,651	28,065	28,692
国 債	11,955	11,182	9,412	7,694
その他	19,979	20,469	18,652	20,997
総 資 産	78,807	82,428	81,436	88,928
内 国 為 替 取 扱 高	371,007	387,215	394,377	378,878
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 10,640	百万ドル 9,675	百万ドル 10,523	百万ドル 10,972
経 常 利 益	百万円 26,411	百万円 33,533	百万円 31,442	百万円 25,139
当 期 純 利 益	百万円 16,095	百万円 20,406	百万円 20,436	百万円 17,780
1株当たりの当期純利益	円 銭 42.59	円 銭 54.00	円 銭 54.06	円 銭 47.03

(参考) 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
経 常 収 益	1,058	1,149	1,126	1,104
経 常 利 益	286	362	340	278
親会社株主に帰属する当期純利益	167	212	213	186
純 資 産 額	5,456	6,958	6,530	7,662
総 資 産	78,938	82,553	81,544	88,994

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,428人	3,410人
平 均 年 齢	36年 8 月	36年 8 月
平 均 勤 続 年 数	12年 4 月	12年 2 月
平 均 給 与 月 額	383千円	389千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、嘱託および臨時従業員は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く 3 月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
京 都 府	111店(^{うち出張所} 5)	111店(^{うち出張所} 5)
大 阪 府	31 (-)	29 (-)
滋 賀 県	12 (-)	12 (-)
奈 良 県	7 (-)	7 (-)
兵 庫 県	8 (-)	8 (-)
愛 知 県	2 (-)	1 (-)
東 京 都	1 (-)	1 (-)
合 計	172 (5)	169 (5)

- (注) 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を4か所（前年度末4か所）、店舗外現金自動設備を318か所（前年度末313か所）、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を21,694か所（前年度末20,728か所）それぞれ設置しております。

□. 当年度新設営業所

営 業 所 名	所 在 地
刈 谷 支 店	愛知県刈谷市相生町二丁目34番地
北 野 田 支 店	大阪府堺市東区北野田34番地1
鳳 支 店	大阪府堺市西区鳳東町七丁835番地2

(注) 上記のほか、当年度において次のとおり店舗外現金自動設備の新設・廃止を行いました。

[店舗外現金自動設備の新設]

中村屋梅美台店出張所	(京都府木津川市)
JR 宝塚駅出張所	(兵庫県宝塚市)
北野白梅町出張所	(京都市北区)
阪急西山天王山駅前出張所	(京都府長岡京市)
宇治おうばく病院出張所	(京都府宇治市)
四条烏丸出張所	(京都市下京区)
烏丸今出川出張所	(京都市上京区)

[店舗外現金自動設備の廃止]

イオン大久保店出張所	(京都府宇治市)
JR 福知山駅出張所	(京都府福知山市)

また、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備は966か所増加いたしました。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	4,759
---------------	-------

□. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
店舗の新設、新築移転（5か店）	1,445

- (注) 1. 上記のほか、当年度において店舗等の除却および売却を行っております。
2. 設備の記載金額については、消費税および地方消費税を含んでおりません。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
烏丸商事株式会社	京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町9番地	不動産管理・賃貸業務、 当行役職員への商品等 あっ旋業務	昭和33年 10月1日	百万円 10	% 100.00	—
京銀ビジネス株式会社	京都市南区上烏羽南塔ノ本町25番地	事務代行業務	昭和58年 7月1日	百万円 10	% 100.00	—
京都信用保証株式会社	京都市中京区三条通烏丸東入梅忠町9番地	信用保証業務	昭和54年 10月18日	百万円 30	% 49.00 (—)	(注) 4
京銀リース・キャピタル株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	リース業務、投資業務	昭和60年 6月10日	百万円 100	% 89.09 (66.66)	(注) 4
京都クレジットサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	クレジットカード業務	昭和57年 11月15日	百万円 50	% 92.10 (62.10)	(注) 4
京銀カードサービス株式会社	京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地	クレジットカード業務	平成元年 9月18日	百万円 50	% 80.00 (55.00)	(注) 4
株式会社京都総合経済研究所	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	経済調査・研究業務、 経営相談業務	昭和62年 4月1日	百万円 30	% 100.00 (78.33)	(注) 4
京銀証券株式会社	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地	証券業務	平成28年 10月3日	百万円 3,000	% 100.00	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 当行が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、子法人等による間接所有の割合(内書き)であります。
4. 銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等であります。
5. 上記のほか、持分法適用の関連法人が1社あります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネットおよび株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動入金のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
平成28年7月14日	当行は、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社の発行する普通株式を取得しております。なお、持株数は9千株、持株比率は15.00%となっております。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	その他
高 崎 秀 夫	取締役会長（代表取締役）		
土 井 伸 宏	取締役頭取（代表取締役）		
小 林 正 幸	専務取締役（代表取締役） 総合企画部、広報部、証券国際部、海外駐在員事務所担当		
井野口 順 治	専務取締役（代表取締役） 市場金融部、秘書室、人事部、金融大学校、東京事務所担当		
仲 雅 彦	常務取締役 公務・地域連携部、融資審査部、総務部担当		
人 見 浩 司	常務取締役 リスク統轄部、コンプライアンス統轄部、事務部、事務センター、 システム部、監査部、生産性革新本部事務局担当		
阿 南 雅 哉	常務取締役 営業統轄部、営業支援部、個人営業部担当		
岩 橋 俊 郎	常務取締役 本店営業部長		
柏 原 康 夫	取締役相談役		
中 間 信 一	取締役（社外取締役）		
小石原 範 和	取締役（社外取締役）		
西 山 忠 彦	常任監査役（常勤）		
松 村 孝 之	常任監査役（常勤）		
佐 藤 信 昭	監査役（社外監査役）	サムティ株式会社社外取締役 株式会社ロイヤルホテル社外監査役	
石 橋 正 紀	監査役（社外監査役）	西宮市包括外部監査人 シークス株式会社社外監査役	

- (注) 1. 取締役中間信一氏、取締役小石原範和氏、監査役佐藤信昭氏および監査役石橋正紀氏は、東京証券取引所に
対し、独立役員として届け出ております。
2. 監査役石橋正紀氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を
有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	12	488
監 査 役	4	61
計	16	550

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第103期定時株主総会において、年額600百万円以内と決議いただいております。
また、監査役の報酬限度額は、平成20年6月27日開催の第105期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与金90百万円ならびに株式報酬型ストックオプション報酬額80百万円を含めております。なお、株式報酬型ストックオプションの報酬枠（年額150百万円以内）は、平成20年6月27日開催の第105期定時株主総会において決議いただいております。
3. 上記のほか、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等は5百万円であります。
4. 支給人数には、平成28年6月29日開催の第113期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
中 間 信 一	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
小石原 範 和	
佐 藤 信 昭	
石 橋 正 紀	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
中間 信一	
小石原 範和	
佐藤 信昭	サムティ株式会社社外取締役、株式会社ロイヤルホテル社外監査役
石橋 正紀	西宮市包括外部監査人、シークス株式会社社外監査役

(注) 社外役員の重要な兼職先と当行の間には、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
中間 信一	1年9か月	当期開催の取締役会13回の全てに出席しております。	主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。
小石原 範和	1年9か月	当期開催の取締役会13回の全てに出席しております。	長年にわたる行政の責任者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、必要に応じ意見を述べております。
佐藤 信昭	1年9か月	当期開催の取締役会13回のうち12回及び監査役会14回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。
石橋 正紀	1年9か月	当期開催の取締役会13回のうち12回及び監査役会14回の全てに出席しております。	主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、必要に応じ意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等
報酬等の合計	4	27

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数 発行可能株式総数 1,000,000千株
 発行済株式の総数 379,203千株
 (注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 10,413名

(3) 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	15,169 千株	4.01 %
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	13,393	3.54
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	12,501	3.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,479	2.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,227	2.17
京 セ ラ 株 式 会 社	7,980	2.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・オムロン株式会社口)	7,640	2.02
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	7,136	1.88
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	6,590	1.74
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	6,581	1.74

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数(1,159千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 山口 弘志 指定有限責任社員 大竹 新	61	監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検証したうえで、会計監査人の報酬の額について同意を行っております。 非監査業務として次の業務があります。 ・ 内部監査態勢の外部評価と助言業務 ・ 時価評価モデルに関する調査業務

(注) 当行、子会社および子法人等が当行の会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は75百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由に該当するとき、会計監査人が社会的な信用を失墜したとき等、当行の監査業務に重大な支障を来たと認められる事由が生じたときは、会計監査人の解任または不再任に必要な手続きを行います。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

7. 業務の適正を確保する体制

当行は取締役会で内部統制システムの基本方針を次のとおり決議しております。

(1) 当行および当行子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つと位置付け、当行および当行子会社の役職員がその徹底をはかります。そのための遵守基準となる企業倫理・行動規範等を制定しております。
- ② コンプライアンス推進体制として、当行本部にコンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部署等を置くとともに、各部店・各子会社にコンプライアンス担当者を

置き、指導・研修・点検・報告を徹底しております。また、不正行為を発見した場合の行内通報制度等を設けております。

- ③ 当行は、毎年度、コンプライアンス・プログラムを作成し、コンプライアンスの計画的な推進をはかるとともに、定期的に進捗状況を取締役に報告しております。
- ④ 当行および当行子会社は、コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」等の諸規程を制定しております。
- ⑤ 当行および当行子会社は、反社会的勢力との関係を遮断し、当該勢力による被害を防止するための体制を整備しております。
- ⑥ 当行の監査部は、取締役会直轄組織とし、各部店・各子会社のコンプライアンス状況を監査し、取締役会に報告しております。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当行の取締役会は「情報セキュリティポリシー」で情報の保存および管理の方法に関する事項を定め、情報文書等の保存・管理体制を整備しております。

(3) 当行および当行子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当行は「統合的リスク管理規程」により、以下の主要なリスクをはじめ、業務において保有するすべてのリスクを的確に把握し、環境変化に適切に対応できる内部管理体制を定めております。
 - (ア) 市場リスク、(イ) 流動性リスク、(ウ) 信用リスク、(エ) オペレーショナル・リスク(事務リスク、情報セキュリティリスク(情報リスク、システムリスク)、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク)、(オ) 評判リスク
- ② 当行は、当行子会社に対しても、各社の事業内容や規模等に応じて、前項に準じたリスク管理を行います。
- ③ 当行は、地震・火災等の災害発生や各種リスクの顕在化等の突発的な事象に対処していくため、「非常事態対策本部設置規程」を定めるとともに、具体的な対応手順として「コンティンジェンシープラン」等を整備しております。また、当行子会社においても、当行に準じ、「コンティンジェンシープラン」等を整備することとします。

(4) 当行および当行子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当行は取締役会において役職員が共有する全行的な目標を定めた中期経営計画(期間2～3年)を策定し、それに基づき年度(半期見直し)を期間とする業務運営方針、

半期ごとの総合予算を定め、各取締役が各自の分掌ごとに業務遂行をはかる体制としております。また、当行子会社においても、当行の中期経営計画を共有し、それを元に各社における業務遂行をはかることとします。

② 当行はこれらの進捗状況について、取締役会において半期ごとに計画の成果と課題を把握し、さらに四半期ごとに予算・決算の状況を管理することにより、取締役の相互牽制、業務執行の監督を行っております。

③ 当行および当行子会社の具体的な業務の遂行にあたっては、行内規程等に定める職務権限等を遵守し、適正かつ迅速な職務執行を行うこととしております。

(5) 当行および当行子会社の財務報告の適正性を確保するための体制

当行は財務報告に係る内部統制について、「財務報告内部統制規程」で基本方針を定め、当行および当行子会社の財務報告の適正性を確保しております。

(6) 当行および当行子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに当行子会社の取締役の職務の遂行に係る当行への報告に関する体制

① 当行子会社の経営に関して、基本事項については総合企画部、人事事項については人事部、日常業務の運営については各業務推進担当部が管理する体制とし、内規においてその職務分担を明記しております。

② 当行子会社の業務遂行については、業務推進担当部長等が各社の取締役となり、取締役会への出席、営業概況報告等を通じて状況の把握、指導を行うほか、半期ごとに資産査定ならびに決算結果について当行の取締役会へ報告することとしております。

③ 当行の監査部は、当行および当行子会社の内部監査を実施し、また、当行の監査役は当行子会社の監査役を兼任しております。これにより、当行および当行子会社の監査等を横断的に実施し、業務の適正を確保する体制を構築しております。

(7) 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役会事務局に監査役会、監査役の職務を補助する使用人として専属の担当者を置くこととします。

(8) 当行の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実行性に関する事項

監査役補助者は業務執行にかかる役職は兼務しないものとし、取締役の指揮・監督

を受けない監査役直属の使用人とします。

(9) 当行の取締役および使用人、並びに当行子会社の取締役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当行の監査役に対し、常務会・ALM会議・コンプライアンス委員会・非常事態対策本部会議等の重要な会議への出席を求め、それらの会議を通じて、当行および当行子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、業務執行状況として重要な事項、内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項、重大な法令・定款違反、行内通報制度等による通報状況、その他経営上重要な事項を報告します。
- ② 当行の監査役から業務および財産に関する報告を求められた場合は、当行および当行子会社の取締役および使用人は、これに応じることとしております。
- ③ 前項の報告をしたことを理由に当該報告者は不利益な取扱いを受けないこととします。また、当行および当行子会社の行内通報制度等において、通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないことを規定します。

(10) 当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。また、監査役が、必要に応じ弁護士等の外部専門家を活用する場合の費用についても同様とします。

(11) その他当行の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当行の代表取締役を含め役付取締役は、当行の監査役会と定期的に会合をもち、当行の経営方針、対処すべき課題等について意見を述べるとともに、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換するものとしております。
- ② 当行の監査役が監査部へ指示、命令した業務の遂行については、監査部員は「監査役の指示・命令により処理する」ことを内規および職務権限規程に明記し、実効性を確保することとします。
- ③ 当行の監査役は監査部と情報交換を定期的に行い、連携をはかることとします。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

- ・コンプライアンスを経営の最重要課題の一つに位置付け、そのための遵守基準として「私達の企業倫理と行動規範」を制定しております。
- ・各種研修、勉強会等においてコンプライアンスの重要性について繰り返し徹底しております。
- ・コンプライアンス委員会を毎月開催し、コンプライアンス上の課題とその対応策について確認し、議論しております。
- ・コンプライアンス・プログラムを策定し、計画的な推進をはかるとともに定期的に進捗状況等を取締役に報告しております。

(2) リスク管理に関する取組み

- ・ALM会議、信用リスク管理委員会、オペレーショナル・リスク会議等にてリスクの管理状況を確認するとともに、定期的を取締役に報告しております。
- ・当行子会社の管理に関しては、「グループ会社管理規程」、「グループ会社管理マニュアル」にて、当行子会社からの協議・報告の基準を定め、必要な事項について協議・報告を受けております。

(3) 職務執行の適正性および効率性に関する取組み

- ・「取締役会規程」に基づき、取締役会は原則として毎月1回、必要に応じて臨時に開催しております。
- ・取締役会は、中期経営計画に基づき業務運営方針、総合予算を定め、各取締役が各自の分掌ごとに業務を遂行しております。また、業務執行状況については、定期的を取締役に報告を行っております。
- ・業務遂行にあたっては、行内規程等に定める職務権限等に基づき、適正かつ迅速な職務執行を行っております。

(4) 監査役監査に関する取組み

- ・監査役は、取締役会をはじめ、常務会、ALM会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議へ出席し、業務執行状況やリスク管理の状況等を確認しております。
- ・また、監査の実効性を高めるため、代表取締役を含めた役付取締役ならびに監査部および会計監査人等と定期的に情報交換・意見交換を行っております。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

10. 会計参与に関する事項

該当ありません。

11. その他

該当ありません。

第114期末 (平成29年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	825,986	預金	6,657,847
現金	80,095	当座預金	306,614
預け	745,891	普通預金	3,467,865
コ一ル口一	51,377	貯蓄預金	83,248
買入金債	6,828	通知預金	13,707
商有価証	55	定期預金	2,521,221
商有価証	7	定期積金	24,324
商有価証	48	その他の預金	240,866
金銭の信託	48,151	譲渡性預金	938,106
有価証券	2,869,252	コーлмаネ一	20,194
国債	769,486	債券貸借取引受入担保金	163,682
地方債	423,685	借入金	121,071
株式	726,780	借入金	121,071
その他の証券	689,791	外国為替	113
貸出	259,509	売渡外国為替	113
割引手形	4,986,979	その他の負債	46,256
手形貸付	23,514	未決済為替	0
証書貸付	100,080	未払法人税等	2,240
当座貸越	4,406,719	未払費用	5,727
外国為替	456,665	前受収益	1,576
外国他店預け	8,411	従業員預り金	1,573
買入外国為替	6,900	給付補填備金	14
取立外国為替	1,202	金融派生商品	8,048
その他の資産	309	金融商品等受入担保金	175
未収収益	15,369	リース債務	20
金融派生商品	4,542	資産除去債務	304
金融商品等差入担保金	3,336	その他の負債	26,575
その他の資産	3,226	退職給付引当金	31,533
有形固定資産	4,226	睡眠預金払戻損失引当金	294
建物	3,264	偶発損失引当金	1,112
土地	80,125	繰延税金負債	141,120
リース資産	29,693	支払承諾	17,740
建設仮勘定	44,170	負債の部合計	8,139,071
その他の有形固定資産	12	(純資産の部)	
無形固定資産	66	資本	42,103
ソフトウェア	6,182	資本剰余金	30,301
リース資産	2,719	資本準備金	30,301
その他の無形固定資産	2,414	利益剰余金	312,876
再評価に係る繰延税金資産	6	利益準備金	17,456
支払承諾見返	297	その他利益剰余金	295,419
貸倒引当金	5	別途積立金	274,875
	17,740	繰越利益剰余金	20,544
	△ 20,115	自己株式	△ 1,072
		株主資本合計	384,208
資産の部合計	8,892,887	その他有価証券評価差額金	370,823
		繰延ヘッジ損益	△ 1,772
		土地再評価差額金	△ 13
		評価・換算差額等合計	369,038
		新株予約権	569
		純資産の部合計	753,816
		負債及び純資産の部合計	8,892,887

第114期 (平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	金	額
経常収入		102,058
資金運用収入	70,653	
貸出証券利息	46,091	
有価証券利息	23,872	
預け金の受取	264	
その他の収入	3	
役員受取	421	
その受取	15,128	
その受取	4,731	
その受取	10,397	
その受取	9,443	
その受取	181	
その受取	4	
その受取	9,256	
その受取	6,833	
その受取	1,009	
その受取	3,663	
その受取	2,159	
経常費用		76,919
資金調達費用	5,075	
預渡性借入金	2,693	
引当金	119	
借入金	191	
リース費用	215	
その他の引当金	585	
その引当金	1,257	
その引当金	12	
役員支払費用	6,877	
その支払費用	850	
その支払費用	6,026	
その支払費用	3,063	
その支払費用	3,048	
その支払費用	1	
その支払費用	13	
営業費用	58,517	
貸株株式の貸出	3,385	
貸株株式の貸出	30	
貸株株式の貸出	191	
貸株株式の貸出	0	
貸株株式の貸出	1,726	
貸株株式の貸出	1,437	
経常利益		25,139
特別利益		73
特別損失		185
引当金		25,027
法人税	6,867	
法人税	379	
法人税		7,247
法人税		17,780

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	826,631	預 金	6,642,283
コールローン及び買入手形	51,377	譲 渡 性 預 金	925,106
買入金銭債権	12,182	コールマネー及び売渡手形	20,194
商品有価証券	55	債券貸借取引受入担保金	163,682
金銭の信託	48,151	借 用 金	121,601
有 価 証 券	2,865,072	外 国 為 替	113
貸 出 金	4,978,745	そ の 他 負 債	63,221
外 国 為 替	8,411	退職給付に係る負債	38,681
リース債権及びリース投資資産	10,171	睡眠預金払戻損失引当金	294
そ の 他 資 産	19,739	偶 発 損 失 引 当 金	1,112
有 形 固 定 資 産	80,827	繰 延 税 金 負 債	139,074
建 物	30,100	支 払 承 諾	17,740
土 地	44,427	負債の部合計	8,133,105
建設仮勘定	66	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	6,232	資 本 金	42,103
無 形 固 定 資 産	2,763	資 本 剰 余 金	30,301
ソフトウェア	2,451	利 益 剰 余 金	321,389
その他の無形固定資産	312	自 己 株 式	△ 1,072
繰 延 税 金 資 産	1,452	株 主 資 本 合 計	392,722
再評価に係る繰延税金資産	5	その他有価証券評価差額金	371,008
支 払 承 諾 見 返	17,740	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,772
貸 倒 引 当 金	△ 23,926	土 地 再 評 価 差 額 金	△ 13
		退職給付に係る調整累計額	△ 4,906
		その他の包括利益累計額合計	364,315
		新 株 予 約 権	569
		非 支 配 株 主 持 分	8,687
		純 資 産 の 部 合 計	766,294
資 産 の 部 合 計	8,899,400	負債及び純資産の部合計	8,899,400

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		110,406
資金運用収益	70,725	
貸出金利息	46,136	
有価証券利息配当金	23,898	
コールローン利息及び買入手形利息	264	
預け金利息	3	
その他の受入利息	423	
役員取引等収益	18,740	
その他の業務収益	13,956	
その他の経常収益	6,984	
貸倒引当金戻入益	1,108	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	5,874	
経常費用		82,591
資金調達費用	5,083	
預金利息	2,690	
譲渡性預金利息	118	
コールマネー利息及び売渡手形利息	191	
債券貸借取引支払利息	215	
借入金利息	590	
その他の支払利息	1,275	
役員取引等費用	6,672	
その他の業務費用	7,107	
営業経費用	60,251	
その他の経常費用	3,476	
その他の経常費用	3,476	
経常利益		27,815
特別利益		73
固定資産処分益	73	
特別損失		187
固定資産処分損	187	
税金等調整前当期純利益		27,701
法人税、住民税及び事業税	7,685	
法人税等調整額	540	
法人税等合計		8,226
当期純利益		19,475
非支配株主に帰属する当期純利益		873
親会社株主に帰属する当期純利益		18,601

独立監査人の監査報告書

株式会社 京 都 銀 行
取 締 役 会 御 中

平成29年 5 月 1 日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 弘 志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 竹 新 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京都銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

株式会社 京 都 銀 行
取 締 役 会 御 中

平成29年 5 月 1 日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 山 口 弘 志 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 竹 新 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京都銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京都銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月2日

株式会社 京都銀行 監査役会

監査役(常勤) 西 山 忠 彦 ㊟

監査役(常勤) 松 村 孝 之 ㊟

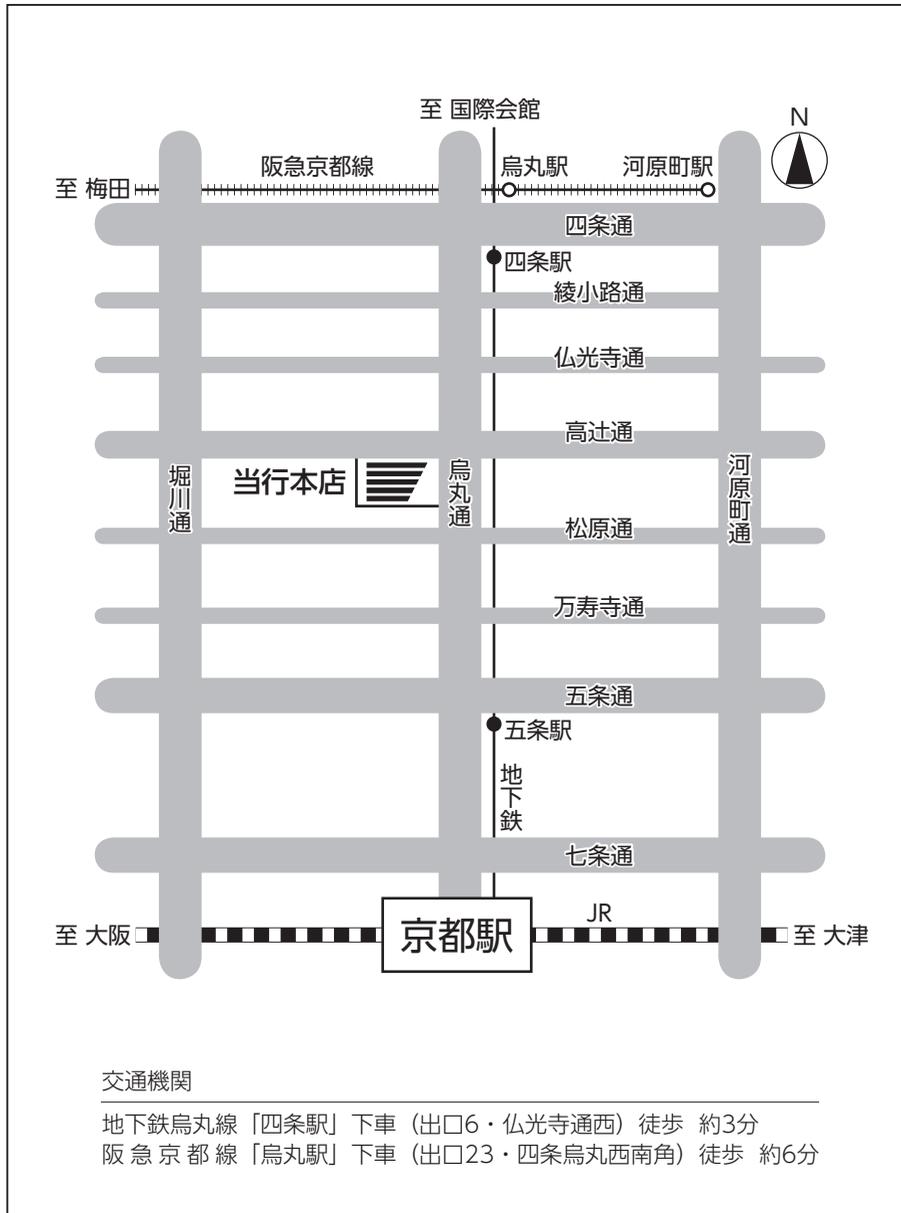
監 査 役 佐 藤 信 昭 ㊟

監 査 役 石 橋 正 紀 ㊟

(注) 監査役佐藤信昭及び監査役石橋正紀は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



(お願い) 駐車場のスペースに限りがありますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。